

嘱託警察犬審査要領

(足跡追及犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士は、暴力団活動等の反社会的行為がなく、善良な社会人であること。
- (4) 指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の連絡に応じられる体制が確保できること。
- (5) 足跡追及犬は、突発的かつ迅速な出動を必要とすることから、出動受諾から速やかに出動できる体制が確保できること。

2 審査実施要領

- (1) 指導士は、コースの設定状況を確認できない位置で待機し、審査員の指示により審査犬とともに車両で出発点付近に移動して、準備が整い次第、遺留物品の臭気を原臭として出発すること。
- (2) 遺留物品の臭気は、係員がその時点で臭気付けする。
- (3) 追及ピンの使用は、出発点に1本と最終物品の先方に立てる目印ピンの2本のみとし、目印ピンを越えた場合は招呼し、失臭地点から再追及すること。
- (4) 追及の所要時間は5分間とする。
- (5) 指導士は、審査犬との距離を5メートル程度保ちながら、引綱を持たずに追従することができる。
- (6) コース途中、審査犬が遺留品を発見し告知動作を行った場合、指導士は速やかに審査員に告知すること。
- (7) 指導士は審査犬が遺留物品を発見した時、失臭地点から再追及させる時以外は、審査犬との距離を5メートル程度に保って追従すること。なお、審査犬との距離は3メートルを限度とし、引綱を引っ張る等の過度の使用は減点対象とする。
- (8) 審査犬がコースを著しく逸脱した時、又は意欲がないと認められる時は失格とする場合がある。
- (9) 一般の人車等による誘惑臭は、排除しないものとする。
- (10) 不正と認められる状況を確認した場合は失格とする。

3 採点方法

服従態度、正確度・追及意欲・動作・遺留品の発見状況等について採点する。各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

4 嘱託の合否

嘱託警察犬審査委員会において、

- 審査会における得点
- 嘱託警察犬の地域的バランス
- 指導士の出動体制
- 審査犬の実績

等を勘案して合否を決定する。